

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2008 年 第 2 回 一部改正
2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 規則 第 32 号／達 第 34 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 26 日 理事会 承認

2008 年 5 月 15 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 規則 第 32 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 26 日 理事会 承認

2008 年 5 月 15 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造、脱出設備及び消火設備

改正その 1

21 章 総トン数 500 トン未満の船舶等に対する特別規定

21.2 特別規定

21.2.1 を次のように改める。

21.2.1 総トン数 500 トン未満の船舶に対する特別規定

-1. 総トン数 500 トン未満の船舶であって、区画又は機器等の配置上、本編 4 章から 34 章（ただし、17 章及び 21 章は除く。）の規定により難い場合、次の-2.から-202.によることができる。

（-2.から-19.は省略）

-20. 13.4.1(1)の規定にかかわらず、保護された囲壁の大きさについては、600×600 mm 以上として差し支えない。

-21. 33.2.1 の規定にかかわらず、脱出設備として使用される階段及び通路のクリア幅については、600 mm 以上として差し支えない。

-202. 15.2.2 の規定にかかわらず、火災制御図及び小冊子の掲示及び格納を省略して差し支えない。

21.2.3 を次のように改める。

21.2.3 航路制限のある船舶に対する特別規定

-1. 国際航海に従事せず、かつ、航路制限のある船舶については、当該船舶が航行する区域の特殊性を考慮し、本編 4 章から 34 章（ただし、17 章は除く。）に規定される要件の適用について、次の-2.から-201.によることができる。本規定に従い、総トン数 500 トン以上の貨物船であって、専ら漁ろうに従事する船舶以外の貨物船において、本章の規定により本編の防火構造の規定を参酌した場合、船級登録原簿に記号“n.f.”を付記して登録する。

-2. 船級符号に“Coasting Service”, “Smooth Water Service”又はこれに相当する符号を付記して登録される船舶については、21.2.1-2., 21.2.1-3.及び 21.2.1-5.から-8.の規定を適用して差し支えない。

-3. 船級符号に“Restricted Greater Coasting Service”を付記して登録される船舶については、21.2.1-3.及び 21.2.1-5.から-7.の規定を適用して差し支えない。また、次の(1)及び(2)の本編の規定を適用しなくて差し支えない。

((1)及び(2)省略)

(-4.から-16.省略)

-17. **13.4.1** の規定にかかわらず、船級符号に “*Restricted Greater Coasting Service*” を付記して登録される船舶を除く船舶については、A 類機関区域の脱出設備としてシェルタを設ける必要はない。ただし、脱出設備は原則として 2 系統とすること。なお、シェルタを設ける場合にあっては、その内部の大きさを 600×600 mm 以上とすること。

-18. **13.3.3** 及び **13.4.4** の規定にかかわらず、非常脱出用呼吸具については次によることができる。

- (1) 総トン数 1,600 トン未満の船舶については非常脱出用呼吸具を設置する必要はない。
- (2) 総トン数 1,600 トン以上の船舶にあっては、主推進に使用される機関を有する機関区域に備える非常脱出用呼吸具の総数を 2 組まで減ずることができる。また、居住区域内のものについては、上甲板より下方に居住区域を有さず、かつ、居住区域各層において暴露部に直接通じる脱出経路を有する場合については、設置する必要はない。

-19. **33.2.1** の規定にかかわらず、脱出設備として使用される階段及び通路のクリア幅については、600 mm 以上として差し支えない。

~~-20.~~ **15.2.2** の規定にかかわらず、火災制御図及び小冊子の掲示及び格納を省略して差し支えない。また、“*Coasting Service*” 又は “*Smooth Water Service*” を付記して登録される船舶については、**15.2.1** の規定にかかわらず、訓練手引書の備え付けを省略して差し支えない。

~~-20.~~ **14.2.2-2.** 及び **16.2.1-1.** の規定にかかわらず、国際航海に従事しない船舶にあっては、消火又は火災の防止のための装置及び設備の維持及び操作に関する手引書の備え付けは、次の装置以外の装置及び設備については省略して差し支えない。

- (1) 自動スプリンクラ装置
- (2) 固定式イナートガス装置
- (3) 火災探知装置

21.2.4 を次のように改める。

21.2.4 一般漁船に対する特別規定

-1. 一般漁船 (-2. で定義される船舶をいう。以下、**21.2.4** において同じ。) については、その用途の特殊性を考慮し、本編 4 章から 34 章 (ただし、17 章を除く。) に規定される要件について、本 **21.2.4** の規定によることができる。なお、本 **21.2.4** で特に定める事項については、**21.2.1** から **21.2.3** の規定にかかわらず、**21.2.4** の規定を適用する。

(-2. から -7. 省略)

-8. **13.4.1** の規定にかかわらず、A 類機関区域の脱出設備としてシェルタを設ける必要はない。ただし、脱出設備は原則として 2 系統とすること。なお、シェルタを設ける場合にあっては、その内部の大きさを 600×600 mm 以上とすること。

-9. **13.3.3** 及び **13.4.4** の規定にかかわらず、非常脱出用呼吸具を備える必要はない。

-10. **33.2.1** の規定にかかわらず、脱出設備として使用される階段及び通路のクリア幅については、600 mm 以上として差し支えない。

~~-10.~~ **14.2.2-2.**, **15.2** 及び **16.2.2-1.** の規定にかかわらず、消火又は火災防止の装置及び設備の維持及び操作に関する手引書の備え付け、訓練手引書の備え付け並びに火災制御図及び小冊子の掲示及び格納を省略して差し支えない。

~~-142.~~ 国際航海に従事しない一般漁船については、次によることができる。

- (1) **4.2.2(3)(e)i1)**の規定にかかわらず、追加の液面計を省略しても差し支えない。
- (2) A類機関区域以外に備える連続最大出力 375 kW 未満のディーゼル機関については、当該機関の燃料噴射管系に有効な囲いを備えている場合には、**4.2.2(5)(b)**の規定を適用しなくても差し支えない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2008 年 5 月 29 日から施行する。

4 章 発火の危険性

4.3 を次のように改める。

4.3 船内で使用されるガス燃料の管理

4.3.1 船内で使用されるガス燃料に関する措置

船内で使用されるガス燃料装置は、本会の適当と認めるものでなければならない。当該ガスの貯蔵容器は、開放甲板上、又は開放甲板に対してのみ開口を有する十分通風された場所に置かなければならない。

4.3.2 ガス溶接用機器に関する措置

ガス溶接用機器は、本会の適当と認めるものでなければならない。当該ガスの貯蔵容器は、開放甲板上、又は開放甲板に対してのみ開口を有する十分通風された場所に置かなければならない。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2008 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 5 月 29 日 達 第 34 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

2008 年 5 月 29 日 達 第 34 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

改正その 1

R9 火災の抑制

R9.7 通風装置

R9.7.2 を次のように改める。

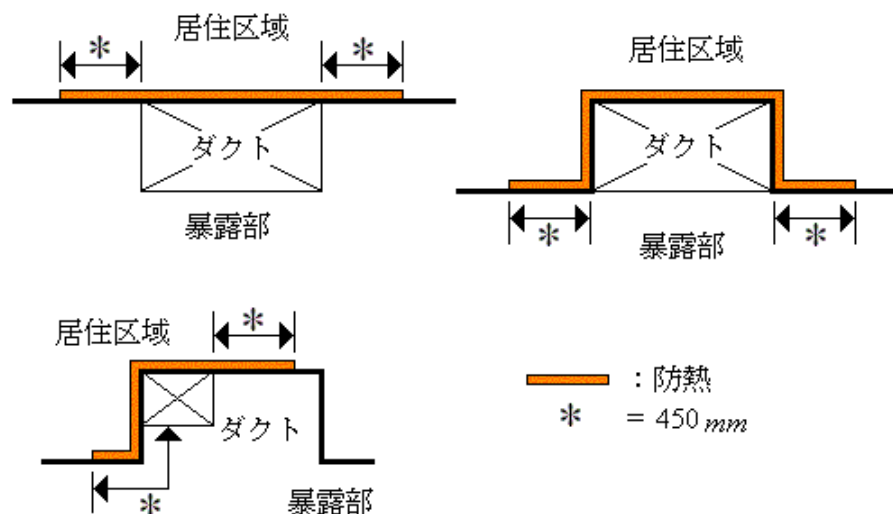
R9.7.2 ダクトの配置

-1. 規則 R 編 9.7.2 にいう「「A-60」級の防熱」は, 不燃性材料として承認されたロックウールを施すか, 又は「A-60」級として承認された防熱を施した構造を標準とする。

-2. 規則 R 編 9.7.2 の適用上, ダクトが供される区画の外部において, 当該ダクトがその他の区画と隣接する場合については, 当該ダクトがその他の区画を通過するとみなして規則 R 編 9.7.2-1.(1)(d)若しくは(2)(b)又は-2.(2)(b)の該当する規定を適用し, 隣接面に防熱を施工すること。(図 R9.7.2 参照)

図 R9.7.2 として次の 1 図を加える。

図 R9.7.2 ダクトの防熱施工例



R9.7.4 を次のように改める。

R9.7.4 調理室のレンジからの排気用のダクト

-1. 調理室のレンジからの排気ダクトは、規則 R 編 9.7.4 の規定の適用上、次の(1)から(6)によること。

- (1) 調理室レンジからの排気ダクトは、原則として、他のダクトから独立したものとすること。これが実行不可能な場合は、他の枝分れダクトに、遠隔操作の可能な自動閉鎖型ダンパを設け、調理室のレンジからの排気ダクトの内部をダクトの下方末端の防火ダンパとともに、同時閉鎖できる措置を講じること。
- (2) 本会が特に認める場合を除き、居住区画内にある場所はすべて「可燃性物質のある場所」とする。
- (3) 上記規則の条文中、「調理室のレンジからの排気ダクトを「A 級仕切りで造る」とは、ダクトを厚さ 4.5mm 以上の鋼製とすることをいう。なお、その範囲については、ギャレイ外部及び隔壁貫通部として差し支えない。
- (4) ダクトの下方末端の防火ダンパは、レンジの火災の際調理室内の場所において、容易、かつ、安全に閉鎖できること。
- (5) 排気ダクトに要求される固定式消火装置として規則 R 編 25 章に規定される炭酸ガス消火装置を備える場合、炭酸ガスの量は当該ダクトの容積の 100%以上とすること。
- (6) 規則 R 編 9.7.4(4)に規定される消火装置は、ダクト内の火災により自動的に作動するものであること。

-2. 規則 R 編 9.7.4 の適用上、調理室の外部において、レンジからの排気用ダクトが居住区域又は可燃性物質のある場所と隣接する場合については、R9.7.2-2.によること。

附 則（改正その1）

1. この達は、2008年5月29日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

R4 発火の危険性

R4.3 を次のように改める。

R4.3 船内で使用されるガス燃料の管理

R4.3.1 船内で使用されるガス燃料に関する措置

~~-1. 規則 R 編 4.3.1 にいうの適用上、「本会が適当と認めるガス燃料装置」については、~~
~~ガス~~の貯蔵容器、管、容器用弁、管及びホースが管取付け物については、規則 D 編の規定にかかわらず、主管庁又は本会が適当と認める機関による検査に合格国際又は国家規格に適合したものであることとすること。

~~-2. 貯蔵容器は、ガス燃料の種類に応じて適切に保護すること。一般に、直射日光を避け、かつ、波浪、高温及び火気に対して安全な場所に設置するものとし、船舶の動揺及び振動に対して安全なように適切な状態に固定すること。~~

~~-3. 規則 R 編 4.3.1 の適用上、開放甲板上の甲板室、機関室等の囲壁のリセスした場所にガス燃料装置を設置する場合については、以下によること。~~

- ~~(1) リセス部は、開口隅部の構造、縁材、支柱等を除き、~~全面に亘り一面の全体が開放甲板に開口していること。開口には格子を設けて差し支えない。
- ~~(2) リセス部の深さ（最も凹入している部分の甲板室等の囲壁面からの水平距離）は 1 m 以下とすること。~~

~~-4. 設置場所の前後端及び両側面のうちの 3 面が覆われる場合については、リセスした場所とみなし前-3.によること。~~

~~-5. 規則 R 編 4.3.1 の適用上、開放甲板上の場所（前-3.の条件に合致する場所を含む。）以外の場所にガス燃料装置を設置する場合にあっては、適切な機械式通風装置を備えた場所とすること。この場合、当該場所内及び排気口から 3m 以内の電気設備については規則 H 編 2.1.3-7.の規定によること。~~

R4.3.2 ガス溶接用機器に関する措置

~~-1. 規則 R 編 4.3.2 の適用上、アセチレンと酸素を用いるガス溶接機器については、以下の規定によること。それ以外のガス溶接機器については、本会の適当と認めるところによる。~~

~~-2. ガス溶接用機器の貯蔵容器、管、弁及び管取付け物については、規則 D 編の規定にかかわらず、主管庁又は本会が適当と認める国際又は国家規格に適合したものとすること。~~

~~-3. 貯蔵容器の設置場所については、次によること。~~

- ~~(1) 直射日光を避け、かつ、波浪、高温及び火気に対して安全な場所に設置すること。一般に、容器の温度が 40℃を超えることの無いように配慮すること。~~
- ~~(2) 船舶の動揺及び振動に対して安全なように直立状態に固定すること。また、火災時に貯蔵容器を迅速に移動するための措置を講じること。~~
- ~~(3) アセチレン容器と酸素容器はなるべく離して設置すること。~~

-4. 規則 R 編 4.3.2 の適用上、開放甲板上の甲板室、機関室等の囲壁のリセスした場所に貯蔵容器を設置する場合については、以下によること。

- (1) リセス部の甲板面積は過大なものとししないこと。
- (2) リセス部は、開口隅部の構造、縁材、支柱等を除き、一面の全体が開放甲板に開口していること。開口には格子を設けて差し支えない。
- (3) リセス部の深さ（最も凹入している部分の甲板室等の囲壁面からの水平距離）はリセス部の幅以下とすること。

-5. 貯蔵容器を設置する場所の前後端及び両側面のうちの3面が覆われる場合については、リセスした場所とみなし前-4.によること。

-6. 規則 R 編 4.3.2 の適用上、開放甲板上の場所（前-4.の条件に合致する場所を含む。）以外に貯蔵容器を設置する場合にあつては、適切な機械式通風装置を備えた場所とすること。この場合、当該場所内及び排気口から 3m 以内の電気設備については規則 H 編 2.1.3-7.の規定によること。

-7. 酸素容器のみを設置する場所については、前-4.(3)の条件に適合することを要しない。

-8. 貯蔵容器から作業場所まで配管については、次によること。

- (1) アセチレン用固定配管には耐食処置を施した鋼管、また、酸素用配管には鋼又は銅管を使用すること。ただし、可撓継手として金属製外装を有する非金属製の伸縮管を使用することができる。
- (2) 固定配管の弁及び管取付け物の材料には鋳鉄を用いないこと。また、アセチレン管系の弁及び管取付け物の材料には銅又は銅の含有量が 62%を超える銅合金を使用しないこと。
- (3) 固定配管の要領は次によること。
 - (a) アセチレン及び酸素用配管は、制御場所、居住区域、火災の危険性が高い業務区域、機関区域及び貨物区域並びにその他の閉囲された区画であつて発火源となり得る機器、電気設備等が設置されるものを通過させないこと。
 - (b) アセチレン及び酸素用配管には、各容器の格納室及び作業場所の囲壁貫通部の適当な位置に止め弁を取り付けること。
 - (c) 管及び管取付け物の接合は、できる限り溶接又はフランジ継手とすること。
 - (d) 管系統には、アセチレン系統か酸素系統かの区別を明示すること。
- (4) ゴム管を使用する場合には次によること。
 - (a) アセチレン管及び酸素管は JIS K 6333「溶断用ゴムホース」に適合するものを使用すること。
 - (b) ゴム管と固定配管との接合には、JIS B 6805「溶断器用ゴムホース継手」に適合する継手を用いること。
- (5) 管装置は、船内配管後、圧力調整器の最高使用圧力の 1.25 倍以上の圧力で気密試験を行うこと。

R9 火災の抑制

R9.2 防熱上及び構造上の境界

R9.2.3 居住エリア内の隔壁

-1. 保全防熱性基準を適用する上で区画を分類する場合には、規則 R 編 9.2.3-2.(1)から (11)までの規定によるほか、表 R9.2.3-1.にもよること。なお、規則 R 編 9.2.3-2.にいう「小さな閉囲された部屋」とは、通路に出入口を持たず、当該区画からのみの出入口しかない場所で、かつ、人がある程度の時間にわたり占有するような場所、例えば寝室をいい、開口の割合についてはそれらを仕切る仕切りに対する戸の面積の割合をいう。なお、当該区画からのみの出入口しかない場所で当該出入口の開口が 30%未満の場合にあっても、小さなロッカ室、貯蔵品室、制御場所用の便所等は、その区画の一部とみなして差し支えない。

表 R9.2.3-1.を次のように改める。

表 R9.2.3-1.

制御場所	航海機器（操舵用制御装置、コンパス及びレーダー）の設置場所 電気室（充放電盤又は充電器のある場所）、蓄電池室、航海計器用及び無線用 M-G 室又はインバータ室 固定式消火装置の制御装置を設置する区画及び消火剤格納場所（注(1)）
居住区域	電話機室（電話用ブース）
火災の危険性が低い業務区域	陸電箱室 電気室（変圧器、配電盤（注(2)）、M-G 等の電気設備であって 50 kVA(kW)未満のもののみを設置する場所であって面積が 4m ² 未満のもの） 分電盤及び始動器配置区域 玄梯ウインチ機械室 バラスト制御室、主貨物制御室
その他の機関区域	電気室（「制御場所」として扱うもの及び「火災の危険性が低い業務区域」として扱うものを除く。） 油圧装置格納室（甲板機械、荷役装置用） 推進用電動機室、推進用電動機の制御器室 操舵機室（注(3)） 非常用消火ポンプ室（注(4)） 甲板泡装置を設置する区画（注(5)） A 類機関区域以外の燃料油装置の配置場所 イナートガスファン室
火災の危険性が高い業務区域	酸素又はアセチレンボンベ ガス燃料貯蔵容器格納室（注(6)） <u>ガス溶接機器用ガス貯蔵容器格納室（注(7)）</u> 作業服脱衣室 郵便室、金庫室、工作室 糧食庫（注(78)） 冷凍庫（注(89)）
その他の区域の取扱い	1. ダクトトランク及びケーブルトランクは、規則 R 編 9.2.3-6.の昇降機トランクについての規定を準用する。 2. コンテナ運搬船のアンダーデッキパッセージであって、貨物積載場所から自動閉鎖型の気密戸等により有効に分離されている場所については、隔壁の保全防熱性に関する規定の適用上、空所とする。ただし、脱出経路となる場合は通路として取り扱う。

注

(1) 消火装置の種類により、当該消火装置により保護される区画の内部に設置することが認められる

- 場合を除く。
- (2) 小型の配電盤については、居住区域内の区画（階段室を含む。）の内張り等の裏側に設置して差し支えない。ただし、当該場所を収納場所として使用しないこと。なお、内張り等の裏側のスペースを別の区画とはみなさない。また、これらの区画を「火災の危険性が低い業務区域」とはみなさない。
 - (3) 操舵機室又は同場所からしか直接出入りすることができない（**R10.2.2-4.**にいう機関区域からの出入口は除く。）場所に非常用消火ポンプを設置する場合、主消火ポンプの設置されている区画と操舵機室の境界については、**R10.2.2-3.**によること。
 - (4) 主消火ポンプの設置されている区画との境界については、**規則 R 編 10.2.2-3.(2)**によること。
 - (5) **R4.5.2-3.**及び**-4.**の規定に注意すること。
 - (6) **規則 R 編 4.3.1**の規定によること。**R4.3.1-2.**の規定に従い、開放甲板上の甲板室等のリセス部を格納場所とする場合、当該場所は開放甲板上の場所とみなして差し支えない。
 - (7) **規則 R 編 4.3.2**の規定によること。**R4.3.2-4.**又は**-7.**の規定に従い、開放甲板上の甲板室等のリセス部を格納場所とする場合、当該場所は開放甲板上の場所とみなして差し支えない。
 - ~~(78)~~ 面積が $4m^2$ 未満のものについては、「火災の危険性が低い業務区域」とみなして差し支えない。
 - ~~(89)~~ 不燃性材料で防熱されるものについては、「火災の危険性が低い業務区域」とみなして差し支えない。

附 則（改正その2）

- 1. この達は、2008年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。